

会 員 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 日本コミュニケーション機構 (Japan communication organization 以下、JCO という) の定款に定める目的に賛同し、その目的を遂行するために参加した者を会員とし、その会員の資格等について必要な事項を定める。

また、会員種別は下記の通り記す。

- (1) JCO 初級、上級コミュニケーターを無料会員と記す
- (2) -1 JCO 初級認定講師を、初級一般会員と記す
-2 JCO 上級認定講師を、上級一般会員と記す
-3 JCO シニア認定講師を、シニア一般会員と記す
- (3) 賛助会員[法人]を法人賛助会員と記す
- (4) 賛助会員[個人]を個人賛助会員と記す

(会員の権利)

第 2 条 会員は、各章に記載した情報等を受けることができる。

(会員の義務)

- 第 3 条
- 1 会員(無料会員を除く)は、本規程第 4 条の入会金並びに会費等を納入しなければならない。
 - 2 会員は、この規程のほか、法令、定款、社員総会の定めるその他の規程・細則等を順守しなければならない。
 - 3 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに JCO へ届け出なければならない。
 - 4 会員が、この規程のほか、法令、定款に違反した場合には、JCO は当該会員に対し、指導や損害賠償を求めることができるものとする。
 - 5 一般会員は JCO が依頼する地域の小学校において、ボランティア講師として児童へコミュニケーション講座を行い、JCO へ報告する。

(入会金と会費等)

第4条 1 会員は、その種別に従い、次の入会金及び会費等を JCO に納入しなければならない。

(1)無料会員	入会金	無料	年会費	無料
(2)-1 初級一般会員	入会金	無料	年会費	1万2千円
(2)-2 上級一般会員	入会金	無料	年会費	2万円
(2)-3 シニア一般会員	入会金	無料	年会費	3万円
(3)法人賛助会員	入会金	30万円	年会費	10万円/一口
(4)個人賛助会員	入会金	1万円	年会費	1万円/一口

2 年会費の計算期間は1年とし、毎年4月に1年分を先払いするものとする。

また、賛助会員については、計算期間は入会月より1年とする。

3 特別の費用を必要とし、社員総会の議決により臨時会費を徴収することが決定された場合には、会員は臨時会費を納入しなければならない。

4 何らかの理由で会員資格を失い、再度JCO認定講師を希望する場合は、再度、JCO講師養成講座を受講し、再度認定試験を受ける必要がある。

また、何らかの理由で会員資格を失った賛助会員は、再入会を希望する場合、再度、入会金を納める必要がある。

5 入会金、年会費等は、いかなる理由があっても返却しない。

(会員への告知)

第5条 JCO の会員への告知は原則として JCO より送信するメールにて行うものとする。

第2章 無料会員

(定義)

第6条 無料会員となろうとする者は、JCO コミュニケーション講座体験会あるいは初級コミュニケーション講座にて、無料会員として登録することができる。また、JCO の定款に定められた目的と事業内容を認識し、コミュニケーターとして、JCO の理念を社会に広める努力をするものとする。

(会員の権利)

第7条 1 会員は、次の情報等を受けすることができる。

2 (1)JCO が発行するメールマガジン

(2)JCO が主催するセミナー等各種行事への参加

(会員の更新)

第 8 条 1 無料会員は、退会の届けが提出されない限り、自動更新するものとする。

第 3 章 一般会員

(定義)

第 9 条 初級、上級、シニア一般会員は、JCO 認定講師であり JCO の定款に定められた目的と事業内容を認識し、JCO 運営の基盤を支えるとともに、JCO を通して社会全体の利益の増進に寄与する事業の推進者又はその理解者である。

(会員の権利)

第 10 条 会員は、次の情報等を受けすることができる。

- (1) JCO に関する調査・研究等の報告書
- (2) 会員ホームページ及びデータベース等
- (3) JCO が発行するメールマガジン
- (4) JCO が主催するセミナー等、各種行事への参加案内、並びに優待参加
- (5) JCO が行うセミナー・イベント・講演会・講習会での講師依頼

(会員の更新)

第 11 条 一般会員は、退会の届けが提出されない限り、自動更新するものとする。

第 4 章 法人・個人賛助会員

(定義)

第 12 条 賛助会員[法人][個人]は、JCO の定款に定められた目的と事業内容を認識し、JCO 運営の基盤を支えるとともに、JCO を通して社会全体の利益の増進に寄与する事業の推進者又はその理解者である。

(法人賛助会員の特典)

第 13 条 会員は、次の情報又は特典等を受けすることができる。

- (1) 当ホームページに JCO 支援団体として社名を掲載することができる。
- (2) 一口につき 1 回 2 時間のコミュニケーション講座を依頼することができる。
- (3) JCO に関する調査・研究等の報告書
- (4) JCO が発行するメールマガジン
- (5) JCO が主催するセミナー等各種行事への参加案内、並びに優待参加

(個人賛助会員の特典)

第 14 条 会員は、次の情報又は特典等を受けることができる。

- (1) 三十口以上の支援があった場合は、当ホームページに JCO 支援者として個人名を掲載することができる。
- (2) 三十口毎に 1 回 2 時間のコミュニケーション講座を依頼することができる。
- (3) JCO に関する調査・研究等の報告書
- (4) JCO が発行するメールマガジン
- (5) JCO が主催するセミナー等各種行事への参加案内、並びに優待参加

(法人、個人賛助会員資格更新)

第 15 条 賛助会員は、更新がなかった場合、自動的に退会とする。

第 5 章 補 則

(規程の変更)

第 16 条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は第 5 条の規定により、会員へ告知する。

(会員資格の喪失)

第 17 条 会員は次の場合資格を失うものとする。

- (1) 自ら一般会員を退会したとき。
- (2) 理事会の議決で同意したとき。
- (3) 除名したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (6) 解散したとき。
- (7) 会員規程に定める納入期間内に正当な理由も無く会費を納入しないとき。
- (8) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (9) 反社会的勢力であることが判明したとき

(会員の除名)

第 18 条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、JCO の理事会の議決をもって除名することができます。

- (1) JCO の名誉を汚すと認められた行為があったとき。
- (2) 会員規程に遵守していないと判明したとき。

(罰則)

- 第 19 条 1 一般会員の資格を喪失したものは、JCOが認定したカリキュラムを使用することを禁ずる。また、無断でカリキュラムの使用をした場合は損害賠償を請求する場合がある。
- 2 無料会員においては初級、上級コミュニケーション講座において使用した資料を他人に譲渡すること、或いは使用して講座などを行うことを禁ずる。無断で講座資料を使用した場合は損害賠償を請求することがある。
- 3 初級一般会員においては上級コミュニケーション講座において使用した資料を他人に譲渡すること、或いは使用して講座などを行うことを禁ずる。無断で講座資料を使用した場合は損害賠償を請求することがある。
- 4 初級、上級一般会員においては講師養成コースを開講すること、講師養成講座において使用した資料を他人に譲渡することを禁ずる。無断で講師養成講座を開講した場合は損害賠償を請求することがある。

(免責および損害賠償)

- 第 20 条 (1) 全会員は、JCO の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、JCO は一切責任を負わないものとする。
- (2) 万が一、JCO が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、JCO は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
- (3) 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

附 則

- 第 21 条 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。